



震災復興もまだまだこれからです（野田村）

シンポジウム「自治体の諸課題と憲法」＝すべての基調となる課題提起＝

略称：岩手県・憲法活かす首長の会代表 相原 正明 氏

種市復興塾

「沿岸地域における福祉制度の課題」

岩手地域総合研究所理事長（前岩手県立大学教授）佐藤 嘉夫 氏

NPO法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax: 019-624-6715

メール: i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

目 次

表紙写真

1 P

写真撮影・記事 「震災復興もまだまだこれからです（野田村）」

2 P

シンポジウム

「自治体の諸課題と憲法」

3 P～5 P

「テーマの基調となる課題提起」

(略称) 岩手県・憲法を生かす首長の会 代表 相原 正明

復興塾

第2回 種市駅前地域「いのち・くらし復興塾」

6 P～12 P

「沿岸地域における福祉制度の課題」

岩手県立大学名誉教授 佐藤 嘉夫



表紙写真

震災復興もまだまだこれからです
(野田村)

2月1日（土）早朝、まぶしいくらい晴天の日差しのなか、山田町を出発、国道45号線を北上し野田村をおとずれました。

11時ごろ、野田村の浜に着いたら、東京方面から来た乗用車が3台留まって、数人の若者が黙つて、海を眺めていました。

45号線3年前の3月11日以前の沿岸には、陸前高田の松原のように松林でしたが

が、いまでは10数本残つているだけです。

野田村役場の表示板がみえましたが、以前は町並みが広がっていました。いまではなんにもありません。土盛りの重機が数台停まっているだけで、復興作業もまだまだこれからです。

(事務局)

シンポジウム「自治体の諸課題と憲法」「テーマの基調となる課題提起」

「地方自治に日本国憲法の理念活かす市町村長の会」
 (岩手県・憲法活かす首長の会) 代表 相原 正明

去る1月25日、岩手県水産会館において、「地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会(略称:岩手県・憲法を活かす首長の会)」が主催する「自治体の諸課題と憲法」と題するシンポジウムが開催されました。このシンポには相原正明代表(旧奥州市長)、遠藤治夫(元葛巻町長)、熊谷儀一(旧千厩町長)、細井洋行(西和賀町長)が出席し、コーディネーターに岩手日報取締役論説委員長の村井康典氏が行いました。これは、そのなかで「首長の会」の相原正明代表が提起した「テーマの基調となる課題提起」の部分について事務局の責任で興したものでした。

シンポジウム開催の趣旨

昨年の5月、18人の前あるいは元市町村長が集まって、このような「会」が結成されました。その趣旨は、東日本大震災からの早期復興、長引くデフレ不況のなかで住民の

生活が苦しさを増している状況のなかで地方自治がいい形で運営されているかどうか、憲法という空気のような存在にあらためて光を当てて考えてみよう。世の中に発信していくこう。そうした意味で、現および前市町村長が住民のすべての生

活に関わってきたわけですから、安全部の立場から意見を政治や行政に発信していくということです。

東日本大震災からの早期復興

「復興の遅れ」についてですが、震災が引き處理の7割処理の問題です。沿岸に山のように積まれて散乱した状態で、本当にヒドイと実感されたと思います。昨年9月末まで72%達成して、今年3月末には完了するということです。

遅れていると言われていましたが、それは、当初、処理は重量で計つていましたから、なかなか進まないようになきました。やがて可燃物処理が終わって、重いものを処理するようになって、どんどん進みました。

遅れの原因を見ますと、用地取得問題と資材等の不足問題があります。用地取得問題では、例えば高台移転しようとした場合に、その移転地が100筆にも分かれて1筆毎に相続登記がされていない。明治に亡くなつた人がいると、どんどん相続人が増えてきます。そしてアメリカにいる人もいるので、そんなとこ

と思つてゐる人が県全体の60%で、沿岸部は75%にもなつております。これがイライラ感を示していると思います。高台移転とか

つこうに下がらないで上がつてゐるだけです。これがイライラ感を示

ろまでハンコもらいに行かなければならぬのが、いまの財産権の制約なのです。

そこで、岩手県と県弁護士会では、もつと簡単に半年ぐらいでできるようという提案をしているのですが、根本復興大臣は、これは憲法の財産権に引っかかると消極的です。しかし県弁護士会では、「これに抵触しないと言っている。いずれにしても掛け声だけでは進まないと思うわけです。

一方、生コンとか技術者が不足している。工事に入ることはいいことですが手一杯で回しきれない。生コンについては、国が製造施設を作ることになりましたが、型枠が足りない、ポンプ車がない。技術者が足りない。そうしたことで手詰まりになつているのです。

地方分権と道州制

次に、地方分権と道州制についてです。

まず、第1に、地方分権とは何か。

国の権限をもう少し県とか市町村に下すということです。2000年の分権改革は革命的なことでした。

国の機関委任事務、知事がいろいろ権限をもつていたのは、実は、大臣の部下として仕事していたことが8割にもおよんでいました。中央集権の制度で市町村長に比べると知事は選挙で選ばれていますが国の職員のような仕事をしていたのでですが手一杯で回しきれない。生コンについては、国が2000年の分権改革でこれを無しとなりましたが、非常に画期的なことだったわけです。その後、最近まで、農地転用の許可権限とかかなり権限の委譲になりました。もちろん充分ではないですが。

第2に、分権の権限を持つことはいいことですが、財源の問題です。例えば農地転用の許可にしても、権限が増えると人も増やさなければならぬ。その他の経費もかかってくる。しかしそうした人件費や諸経費が国から来るかといえば、必ずしもそうではない。実態は、かなり地方政府が持ち出さなければならなりません。現在の国と地方のお金の出し方には、国4に対して地方が6です。地方交付税とか補助金含めてです。ところが税金収入は、国が6に対しても地方が4で逆になっています。それで地方5団体が共同で、少なくとも仕事に合わせたお金の出し方にすべきだと申し入れているのです。

国の補助事業は非常に多く助かりていますが、ただ、補助要綱どおりにやらないと返さなければなりません。各省庁から細かい指導があります。各省庁から細かい指導があ

るわけです。「いちいち岩手のことだけ聞くわけにいかないよ。」と、それで終わ

地方分権によって、かなり仕事が増えました。とくに市町村が増えました。例えばNPO法人の許可承認とか社会福祉法人の監督権限が県から市町村に下りてきました。ところが一般住民からみると見えない。国がやっても地方がやっても大して変わりないじゃないか。権限争いでいるだけだと思っている。しかし地方に権限があるということは、

例えば県に権限がある場合に、選挙で選出された知事が権限を持つことだし、選挙で選出された議会議員がチェックするから、自分たちの問題としてできるわけです。国の権限で補助事業のときは、声が届かない。

りです。ですから、この問題は非常に大事なことです。

（二）に自民党的道州制案があります。財界と自民党は、できれば早めに法案を出したいということでお公政権として動き出しています。これに対して、全国町村会は反対、市長会は中立、知事会は、もう少し中身をしつかりしてほしいということで抗議文を出しています。

これは盛岡ではなかなか仕事がなくなる。確実にそういうなると思います。そうした危機感があります。私も道州制法案を読みました。分権が進むかのように、非常にいいことが書いてあるように見えますが、果たしてどうなのかというと、話は別だろうと思います。

憲法改正問題

この問題については、自民党改正草案を念頭に考えてみたいと思い

（二）に自民党的道州制案があり

ます。財界と自民党は、できれば早

めに法案を出したいということでお公政権として動き出しています。これに対して、全国町村会は反対、市長会は中立、知事会は、もう少し中身をしつかりしてほしいということで抗議文を出しています。

それから、平和主義・戦争放棄・憲法9条に対する考え方について

は、「戦争放棄」ということをあま

り強調しないで、改正草案のようではないのではないかという人が1人、あと5人は、平和主義を厳しく守

るという意見でした。また、一定の条項をいまふうに変えることに一二だわらない人といつさいダメという人と半々でした。

基本的人権の尊重に関しては、改

正草案を見ると、かなり義務の方が強調されています。現在でも「公共の福祉に反しない」とありますが、

ます。資料には「市町村長の会」でとったアンケートに6人の首長の回答があります。

草案は、もっと広く解釈されそうになっていることはいかがなものか

という意見が出ています。

医療・福祉問題では、市町村長さんは医師不足で大変苦労していますが、これを国の責任でキッチリやるべきだということ。また、特別擁護老人ホームなど介護認定の見直しで要支援1、2が切り落とされる

意見が1人、これに対し、やはりう意見が1人、他の法律と同じ扱いでいけない、他の法律と同じ扱いでいけない、憲法のときの権力を抑制するという機能が奪われるので反対だとう意見が5人でした。

生活保護基準の切り下げ問題は、最低賃金とか就学援助とかに連動していく。こうしたことに対する意識が必要だ。背景は生活保護世帯の増加ということだけれども、若者も非正規で疲れ果てて、仕事を探す気力もなくなるような状況にある。こう

いう問題も直視すべきだという意見がありました。

その他、いろいろな意見がでています。

特定秘密保護法については、大いに問題があるという意見、憲法があまりに国民生活に馴染みすぎて、議論がないまま、何がどう変わろうと

しているか関心がなさすぎる。こうした国民の意識にこそ問題がある

のではないか、これは大変なことに

なるということを認識させるべきだという意見です。

第2回 種市駅前地域 「いのち・くらし復興塾」

標題 「沿岸地域における福祉制度の課題」

岩手県立大学名誉教授 佐藤 嘉夫

■被災時における弱者

被災時における弱者ということで灾害弱者という言葉が使われるようになりました。被災地における弱者は、高齢の人たちは、ある意味で弱者であるということですが、死亡率に占める割合は、施設に入っていた方が非常に高かつたわけです。福祉施設は、もともと弱者といわれる人たちが入所しているといえます。

子どもの場合も同じように、機敏に行動できないということもありますし、大人のように機転が利きません。釜石の鵜住居小学校や、中学校の子どもたちが、自分たちの判断でいち早く高台に逃げて助かったということがニュース等でよく取り上げられました。「津波でんでん」ということ



とで、てんでに逃げようということが評価されたわけですが、自分で自分を守るということ、弱者に対するどんなふうに目配りをして支えていくかということは、両方を見ておかなければならぬ

次に、復興とか再建のプロセスにおける弱者というものを考えると、1つは経済的弱者です。私たちの通常の生活では、多少生活の厳しい人、普通の人、ある程度豊かな人、そういうのが混じり合つて住んでいます。大規模な被害を被つたところでは、みんなが被災者ということで助け合います

が、再建となると、それには非常にお金がかかりますし、家族が協力し合わなければできませんから、家族の力も試されます。

その再建に向けて、自分がどんなビジョンを持つて、自分が頑張つてやろうと考えるかどうかという個人の意思も試されます。場

合によつては、地域ぐるみということも試されるということです。再建というのは非常に困難で、被災したあとの再建と、被災していない状況では、生活のやり繕りというのは全然違うわけです。再建というのは本当に困難いろんなところで弱者が発生するということは、いつも私たちが考えておかなければいけないこ

とだと思います。大槌、高田のように震災でまちなみが根こそぎやられてしまつたところの再建というのは本当に大変です。そういうところは、通常の支援ではなかなか立ち直れないのは当たり前だと思います

が、なかなか行政や国にはわかづかがれません。地域ぐるみで、まちをどうしていくか、自分のことだけではなくて、集落がまとまって高台に移転するのかとか、同じところに再建するのかとか、まとめていかなければならぬ大変さもあります。行政は、個別の一人一人に対する支援はしますが、集落単位

いということで、集落で意見がまとまらないときにはどうなるのかという問題があります。

■すべての人の尊厳や権利は保障される

福祉を考える上で大事なことは、震災から私たちが何を学ぶかということです。震災を通してあらためて多くの人が感じたことで、一番重要なことは、命の重さです。人の命は地球よりも重いということです。あの人の命は比較できないと、この人の命は比較できないと、このことを、私たちは頭ではわかっています。

しかし、普段は必ずしもそう思つていません。国の調査で、生活できなくなったり自立できなくなったりするのは、その人の努力が足りないとか、その人に能力がないからだと思いますかと、う質問に、所得が高い人ほど、うだと答えている人が多いわけです。自分たちの生活が楽な人は、そういうふうに見る傾向が強

いわけです。

震災を通して、被災した方々の体験や言葉が、あらためて私たちに命の重さを実感させてくれました。1人の人間として、誰もが尊厳と権利が等しく公平に確保されべきだということに気付くことが大切です。その上で、自分の意思を貫く自律した生活と、自分で立つて暮らす自立し支援が行われなければいけないと

もう一つの気付きというのは、人に助けてもらうとか、生活保護や福祉のさまざまなサービスを利用するとか、地域で支え合うとか、何らかの社会的支援を受けること、あるいは社会的支援を必要とすることは、自立と矛盾しないということです。

国は、小泉内閣以来、自分の力で頑張れと言つているわけです。自分で頑張る人だけ応援してやると言つています。けれども、個人の力とか家族の力だけで頑張っている人なんて、そうはない

わけです。昔は高齢者の自立のための政策を国や地方自治体がやると言つていました。しかし、今はそうではなくて、高齢者や障害のある人たちにも自立を支援するということで、国も応援団です。国に対する考え方が大きく変わっています。

自立というのは、個人や家族が自分たちの力だけで自立することではありません。そんなことはできっこないから、みんなで助け合つたり、社会的な支援、サービスを受けたりするというサービスを受けたりするということと、自分の力で頑張つて自立していくということは矛盾しないといふことに、多くの人が気付いていると思います。

沿岸の役場や市町村の職員を中心とした調査の結果を見ると、復興とはどんなものを期待するかということで、元に戻すことをしていくということは矛盾しないといふことに、多くの人が気付いています。

そこで、それが自立を目指していくということです。歴史的に見ても、いつの時代も私たちはいつも助け合いながら、一人一人が努力して、一つ一つの家族が努力して生きてきました。今さら自分たちの力だけで頑張るというよ

うなことは視点が違うような気がします。

■どのような復興か望まれるか

復興というものが今進行していますが、住宅でも、災害公営住宅の建設が最近増えて、個人の住宅についてはなかなか進みません。私たちの生活感覚としては、前に進んでいないと感じられます。

沿岸の役場や市町村の職員を中心とした調査の結果を見ると、復興とはどんなものを見つけるかというところで、元に戻すことを復興の基本的な考え方にしていく人が四分の一ぐらいです。それから、元に戻しながら少しよくしていくというのが4割ぐらいいです。

岩手の暮らしというのは、つましやかな生活で、海の幸があつて、沿岸でもキノコや山菜が採れるし、いろいろ自家栽培をして、果物も若干あるというのが沿岸の暮らしだと思います。そういうものを大事にしたいという思い

があるのかなという気がします。突拍子もない改革や、全国のモデルとなるような復興ではなくて、少しだけ今よりよくなることを望んでいます。

復興の中では何が大事かと聞くと、皆さんが言われているのは生活のつながりです。継続性とか連続性です。途切れたつながりの糸を紡ぎ直していくということです。時計が止まつたとよく言いますが、時間的なつながりが途切れてしまつたのですから、ゆつくりと、また時計を回していくことによって、過去をいろいろ思い出しながら今も生きているという、当たり前のことだけ、それが大事なことです。

暮らしもそうです。今までいた空間がなくなつた方が多く、それは思い出としての空間ですが、自分の育つた家がなくなつて、新しくうちに慣れるには時間がかかります。人々のつながりもそうでしたし、それらが合わさつた、積み重ねた生活の継続性を大事にしながら、岩手らしさや沿岸らしさ

を大事にして、どう再生していくかということです。

沿岸の人たちが、自分だけではなく、自分のまちだけではなくて、沿岸全体を考え、それぞれの段階ごとにみんなで議論して、どれだけ自分たちで考えを貫いていくかどうかが問われていると思います。

■被災地の現状

ご承知のように、岩手県は家屋の倒壊率が一番高く、沿岸が飛び抜けて高くなっています。そこに生活再建の困難さがあると思います。住民の減少が被災後の今の大好きな課題の一つです。これは1年半ぐらいのデータですが、沿岸地域全体では5%ほど減少し、大槌、陸前高田の人口減少率は10%です。生まれてくるとか死亡するというのではなくて、それ以外の原因で移動するという社会的な増減で見ると、大槌、陸前高田では転出した人が1,000人を超えていました。

田野畑から南の沿岸では、20

10年までの5年間は、県外・県内への移転超過が1,000人から2,000人規模で続いていました。年によつては2,000人を超える場合もあり、沿岸は人が減つていました。学校を卒業したときにだけ自分が何を貫いていくかどうかが問われているのが一番大きな理由です。

しかし、25歳から49歳の年齢層を見ると、2009年から2010年にかけて、青壮年層の流出は止まつていきました。ところが、震災後は青壮年層、いわゆる子育て世代がまちを離れていくということが起つています。残された人たちは高齢者が多いのですが、高齢者になると収入が限られてしまつますので、再建の見通しが立ちにくいといえます。

1人当たりの市町村民所得を比較すると、県内にはもともと所得格差があり、北のほうは低いことがわかります。財政力指数を見ると、県全体を100とするとき、沿岸が86.1で、北のほうは70台で、

10年までの5年間は、県外・県内への移転超過が1,000人から2,000人規模で続いていました。年によつては2,000人を超える場合もあり、沿岸は人が減つていました。学校を卒業したときにだけ自分が何を貫いていくかどうかが問われているのが一番大きな理由です。

しかし、25歳から49歳の年齢層を見ると、2009年から2010年にかけて、青壮年層の流出は止まつていきました。ところが、震災後は青壮年層、いわゆる子育て世代がまちを離れていくということが起つています。残された人たちは高齢者が多いのですが、高齢者になると収入が限られてしまつますので、再建の見通しが立ちにくいといえます。

1人当たりの市町村民所得を比較すると、県内にはもともと所得格差があり、北のほうは低いことがわかります。財政力指数を見ると、県全体を100とするとき、沿岸が86.1で、北のほうは70台で、

うしていくかということですが、市町村が独自にどれだけ動くかだと思います。例えば小さい村々では、お金の余裕がない、何もできないと最初からあきらめているということが、震災のときに非常に大きなマイナスになり、市町村が力を発揮できません。職員たちの物の考え方 자체が敗北主義に陥つているということがあるかもしれません。

生活保護率を見ると、岩手県は1960～1980年代は全国平均より高かつたのですが、逆転して全国のほうが高くなつています。県内で高いのは沿岸の地域です。沿岸のある地域で調査をしたところ、家庭の所得が生活保護に届かない世帯が4割近くありました。生活保護を受けている人はもちろん生活が厳しいけれども、生活保護を受けないで頑張つている人たち、つづましくやつている人たちも生活は厳しいということです。

■弱者対策の課題

(1) 避難所の課題

まず、震災が浮き彫りにした弱者の課題は、緊急時につても配慮されるべき尊厳や最低生活ということがあります。避難所について、みんなが大量に避難して、予想できなかつたような大騒ぎになつたのだから、混乱があつたり大変なことがあつたりしても仕方がないと言う人は、何も学ばない人です。

帰るところもなければ、物も金も、未来の展望とか、たくさんのものを自分が失つてしまつたかもしれないというつらい状況の中で長期の避難生活をしているわけですから、大変なんだから、みんな我慢してという話ではすませられないことです。

生活保護を受けているような人々は、ややもすると近所付き合いをあまりしなくなつて、集落やまちの中で交流がないことがあります。みんなが一緒に避難したことで、障害のある人や、十分にケアされないで放置されてい

る高齢者、認知症の人とか、貧困な人とか、いろんな社会福祉を必要とする人たちがいることにみんなが気付きました。

避難所や仮設住宅の、与えられた不十分な条件の中で、もっと弱い人にみんなで配慮しなければいけない必要性に、みんな気が付いたということです。ですから、途中から避難所の中で自治会ができたり、世話を焼きをする人が名乗るなりして、世話をする人たちは家族だつて大変なんだから別の部屋にしようとか、こつちの隅っこにしようとか、そういうことをしたわけです。

それは専門家がいろいろアドバイスをしたということもありますが、みんながそのことに気が付いて、当たり前にみんなで気配りをしなければいけないことがあるということが共有できたということです。福祉避難所のあり方を含めて、いかなるときも人間の尊厳の確保のために配慮すべき課題があることが明示された

る問題がありますし、避難所の中でも要とする人たちがいることにみんなが気付きました。

避難所や仮設住宅の中でも、もっと弱い人にみんなで配慮しなければいけない必要性に、みんな気が付いたということですから、立派なことではなくても、少しの気遣いとか、気休めになることだけでも、そういうときには重要だということだけでも、それが共有できたのではないかと思

います。

(2) 生活困難と社会サービスの課題

最初のころは、福祉の事業所や福祉の職員が被災して福祉サービス事業が一時的に停止したり、サービスが届かなくなつてしまつたりしました。そういう問題は、サービスを必要とする人の薬の問題とか、医療の問題ともつながっているわけです。大規模にこういうことが起つた場合のことにはほとんど議論されませんでしたので、それをどうするかと

トイレの数が少ないという問題がありますし、避難所の中でも体育館みたいなところで、ござを敷いているだけではなくて、段ボールでちょっと区切つてあげるだけでも気が休まります。切羽詰まつたことですから、立派なことでなくとも、少しの気遣いとか、気休めになることだけでも、そういうときには重要だということだけでも、それが共有できたのではないかと思

います。自分自身も被災していません。自分自身も被災していません。自分が献身的に支援活動を行つたことがたくさん報告されています。自分自身も被災している人たちが多かつた中で、自分たちがなんとか頑張らなければといふ思いで頑張つたことが、精神面で大きなストレスになり、今になつて出てきているということがあります。

その中で、専門職や事業所の人たちが献身的に支援活動を行つたことがたくさん報告されています。自分自身も被災している人たちが多かつた中で、自分たちがなんとか頑張らなければといふ思いで頑張つたことが、精神面で大きなストレスになり、今になつて出てきているということあります。

少し落ち着いてからの新たな課題もあります。避難所から仮設住宅なり自宅なりに移つて、元の暮らしの形に近づいていくと、自己責任での暮らしに戻つて、自分たちで世話をしなければいけな

制度的には、期限付きで被災認定者について介護サービスや医療費の無料化が行われましたが、これは打ち切られました。通帳がなくてお金が下ろせないとか、近くに銀行がなくなつたというところに、誰でも先に医療を受けて、あとでどうするかなんていうことは、あとで考えればいいわけです。そういう逆転した発想が、行

くなります。

まず、高齢者は、不慣れな住環境、住む場所が変わったことによつて、人とのつながりが変わり、気兼ねが生じたり、付き合いが縮小したりして、それによつて心身の状態悪化が進んでいます。高齢者の人たちの環境適応能力は、高齢化するほど下がつており、周りの人たちが考えるよりも大変なことです。

また、通所施設や病院などが散らばつて、利用しにくいということがあります。特に被災が重大であつた市町村では、まちが崩壊し、ます。仮設であれば配慮もありますが、自分が住んでいるところに残つた人たちは、足の確保が非常に大変で、医療やサービスを利用しにくいということにつながっています。

それから、要介護度がある程度高い人は、介護者の介護負担が大きくなつてストレスが高まつています。介護している人自身が被災によつて気持ちが落ち込んで、

なかなか前向きになれないという状況で介護もしているという中で、なかなか出口が見えないとということで、非常にストレスが高いということです。経済的にも厳しい中で、経済力や個人の能力差によって、サービスの利用に差が生じてきています。

地域の取り残された弱者は、介護を含めた生活維持の困難さから施設等への入所を希望する人が多いのですが、希望者が多くて入居できない、遠隔地にしか施設がないというような問題があります。

施設に入るには経済的な負担が大きいということで、経済力の差が大きく出でます。家で介護ができるないところで、子どもが住んでいる近くの施設に呼び寄せるというケースも出てきています。子どもも被災して、子どもも生活再建を抱えて、展望が持てないというケースもあり、二重、三重に大変さを背負つて、展望がないまま介護を続けることは精神的負担が大きいといえます。

なかなか前向きになれないという中で、なかなか出口が見えないとということで、非常にストレスが高いことによつて、これが大きく分かれています。

(3) 子どもへの援助の課題

子どもたちはすぐ元気になつて、忘れるのも早いように見えますが、しかし、子どもたちは、非常に大きなメンタルな課題を抱え、それを閉じ込めたまま成長しているので、そこにに対する課題が多いのです。

今あちこちで指摘されています。学習支援については、夏休み、春休み、冬休みはいろいろな支援が入っていますし、県立大学でもやっています。それから、授業料の減免措置も大学ではやつていて、県が中心になつて、「いわての学び希望基金奨学金」があります。これについては、大学の奨学金だけで250人ほどが受けていますが、そのうち230人は国立・公立大学に行つた人たちです。ですから、学力が比較的に劣る人たちは、こういう制度も活用できないという問題があります。

また、国民年金だけの受給者と、厚生年金とか共済年金の受給者世帯とで、地域再建や介護の展望が大きく分かれています。

す。

■弱者対策のあり方（福祉サービスの運営や提供）

(1) 住宅再建

短大・大学の進学率を見ると、全国平均は53.5%で、岩手県は40.5%です。沿岸は33.1%と、厳しいことによつて、これだけの差があります。

生活再建の要としての住宅再建ですが、地域ごとに再建をすると、個人がばらばらに自分の力でどこでもいいから勝手に建てろという話なら別ですが、地域がまとまつているという場合に、なかなか意見を集約できないということがあります。みんな自分の都合を言いますから、そういう議論をまとめていくリーダーシップが必要です。そういうところにアドバイスをする人たちが必要だと思います。住民と行政の間に入れるような中間的な支援です。制度や政策によつて支援してあげるわけではないし、お金をくれるわけでもないけれども、そういう中

間的な支援というものが非常に重要になります。

アンケートをやると、みんな戸建てがいいと言います。一戸建てか4階建ての集合住宅かという選択肢自体がおかしいと私は言っています。しかし、本当にこれからのことを考えたときに、一戸一戸ばらばらに建てるのがいいのでしょうか。一戸一戸ばらばらに建てるにしても、考えなければならぬこといろいろあります。足腰が弱くなつたときにどうするかとか、小さい子どもがいるときは、集落の中に保育所みたいなものがあるのかとか、災害に備えるとか助け合いといふことを考えたときに、家と家の間はどう離れていればいいのかとか、その30世帯、40世帯、100世帯が1つの小さなまちとしてどうするかなどです。

本当に一軒一軒が独立していなかったほうがいいのか、それとも、水道だけではなくて、ガスとか暖房も全部共通のものがいいという考え方もあります。ですから、一戸

建てを尊重しながら、みんなで寄り集まつて暮らしているというような住宅の形をいろいろ提示して、議論をしていかなければ、一戸建てか4階建てかと言われたら、みんな一戸建てのほうが多いと言つに決まっています。みんなで議論していくことが必要です。

総合的なまちづくりということでやっていくと、役場の人たちが地域のことをよく知っているので、役場の人たちが集落の議論に入つてきて、役場として言えることというのはあまりないかも知れませんが、役場の職員として関わつてほしいと私は思います。

こういうふうにしていかないといふこと、経済的に再建できる人と、經濟的に厳しい人に、結局また分かれていきます。住宅でも、集合住宅か一戸建てかというだけではなくて、場合によつてはそこに町が貸してあげる公営住宅と、自分で建てたうちが混ざつてもいいし、あるいは、もしかしたら子どもたちが戻つてこ

ないかもしれないというのがあるかもしれないのに、住み替えや、家を継承するような工夫ができる面白いと思います。

(2) 所得保障よりも現物保障

住宅再建以外のところでは、所得保障よりも現物保障ということがあります。所得保障というのは一律に定額で、バターンが決まつていれば、みんな同じ額です。一人一人の個別状況、家の経済力とか、もともとのうちがどうだつたかとか、新しく建てるうちがどうとか、家族の力がどのくらいかといふ個別の状況が加味しにくいので、同じようにみんなに配つても効果が見えにくくと思ひます。

そして、力の差を拡大することもあります。個別保障の典型は生活保護ですが、対象が限定され、受給者と住民の間に差別感情が生まれやすいという課題があります。

現物保障というのは、例えば住宅や保険、医療、教育、福祉などのサービスを、社会サービスとし

て、非常に低い金額、または無料で提供するということです。医療、介護などは、普段みんなどこのうちでも必要なわけではなくて、そういうことが起つたときに、特別な支出が必要になるものです。人生において、誰でもなる可能性はあるけれども、普段の家計のやりくりでいうと特別な支出です。そういうものについては社会保障で責任を持つべきです。なぜかというと、特別な支出は予測できないからです。家族が要介護状態にならない場合もあるし、けがをしたり、交通事故に遭つたりする場合もあるし、発生するかどうかも、時期とか、いくらかかるかということも予測できません。予測できませんことには備えようがないません。そうすると、生命保険に入れという話にしかならないわけです。

特別な支出は、個人が得をするわけではありません。介護サービスを利用したり、病気になつて病院にかかりつけしたときに、得をするわけではありません。命や体

に関わること、多くの場合は急を要することが多いですが、こういうことは、誰もが平等に尊重されなければなりません。そういうふうに考えれば、このサービスを現物給付として定額とか無料で利用できるようすれば、誰もが権利として必要なサービスをいつでも利用できるということに一番つながりやすいわけです。

現物支給は社会全体にかかる費用に非常に効果があります。沢内村は高齢者と子どもの医療の無料化を全国に先駆けてやりましたが、1人当たりの医療費が極端に下がりました。こういうのは他にもありますので、現物給付がいいと思います。

(3) 介護者への支援

介護をしている人は、その人を社会が支援してあげるべきところを、社会に代わって家族がやっているわけですから、社会が介護している人を支援するべきです。ドイツの介護手当は家族だけではなく、友人の場合でも介護手当

に関わること、多くの場合は急を要することが多いですが、こういうことは、誰もが平等に尊重されなければなりません。そういうふうに考えれば、このサービスを現物給付として定額とか無料で利用できるようになります。

（4）高等教育の保障

沿岸部では、特別な大きな支出がなければつましい暮らしが成り立っています。子育て世代の青壯年層の流出理由は、なんといつても子どもの教育です。現金収入がなければ子どもの教育ができないので、子どもの教育環境と、子どもを大学まで上げるための収入を確保するためです。ヨーロッパでは高等教育まで、教材費はかかりますが授業料はいりません。授業料の無償化、または低額化でその負担を軽くすることが重要です。

高校までは授業料の実質的な無償化の仕組みがつくられました。子どもにお金をかけるということは、社会的な合意が得やすいわけです。被災から立ち上がるためにも、子どもに高等教育を保障

が出ます。介護保険に登録すると、年金も医療保険も入れます。ですから、家庭で介護をしている人たちに、そういう支援をしていくべきだと思います。

また、給付型の返さなくともいい奨学金をつくるべきだという運動をしています。民主党のときには考えてくれそうな雰囲気でしたが、自民党になつてからは、まったくそういうないと思います。

(5) 役場のあり方

最後に、役場がもっとときちつと対応してほしいという問題です。迅速に、自分たちで判断して決定することができにくくなつていたと思います。そういうことを、総合的にできるようにしてほしいと思います。自分たちの地域のことは自分たちでというのではなく、「この国のかたたち」ことです。子どもたちも、大学まで行つたあと、過疎地に戻つてほしいうことで、過疎地から親たちが流出しないという効果があると思います。

被災地から「この国のかたたち」を正す

=震災復興と自治体（再論）=

<第56回自治体学校プレシンポ>

日時：2014年3月8日（土）

13時～17時

会場：東北大学川内北キャンパス

会員募集

岩手地域総合研究所
では、現在、会員を募集
中です。

詳しくは電話で申
込み下さい。

* 019-624-6715

住民と自治定期講読

500円×12
= 6000円

（郵送料 無料）

住民と自治

3



